

桜の馬場地区の追加指定について

(1) 概要

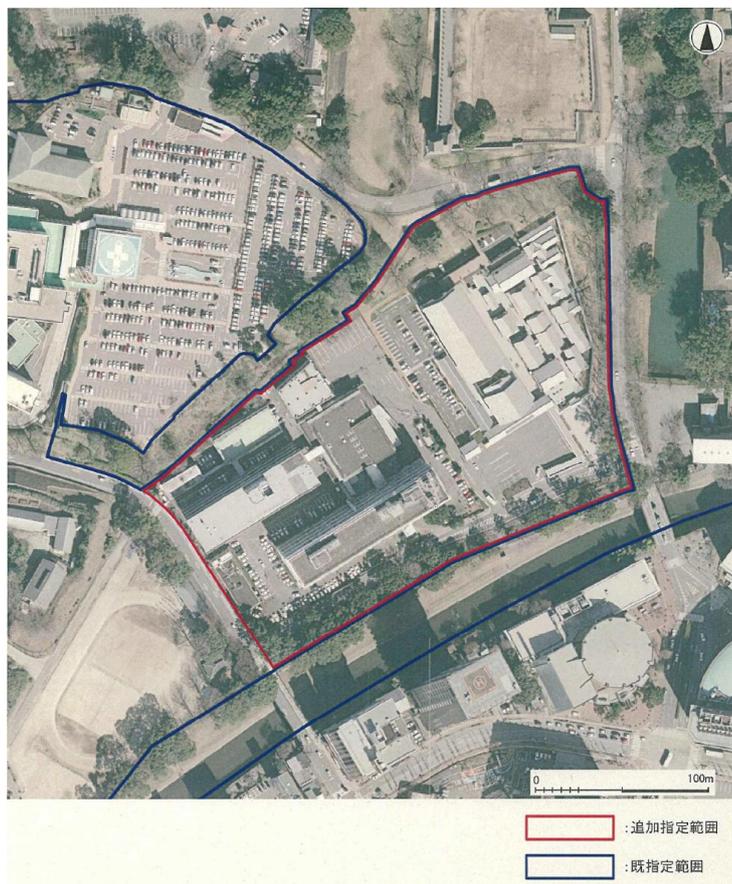
昭和 35 年より平成 27 年 3 月まで利用されていた熊本合同庁舎の新築移転に伴い、平成 30 年 10 月 15 日に特別史跡熊本城跡へ追加指定された後、九州財務局より文化庁へ所管替えとなるもの。

(2) 追加指定の経緯

昭和 35 年 3 月	熊本合同庁舎建築
平成 27 年 3 月	熊本地方合同庁舎の新築に伴い移転
平成 29 年 2 月～	建物の解体
平成 30 年 6 月 15 日	追加指定に関する国の文化審議会からの答申
10 月 15 日	追加指定の文部科学大臣告示

(3) 追加指定の範囲

桜の馬場地区（合同庁舎跡・桜の馬場城彩苑他）：中央区二の丸＝九州財務局・市所有 約 46,258 m²



(4) 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 11 月以降	石材置場等復旧工事関係の使用開始 財務省（九州財務局）から文部科学省（文化庁）へ所管替え
平成 31 年 5 月	整備工事着手（文化庁との貸借契約予定）
10 月	大型バス臨時駐車場の供用開始等（二の丸駐車場より機能移転）
熊本城復旧後	一帯の発掘調査を行ない、本格的な整備を検討する